

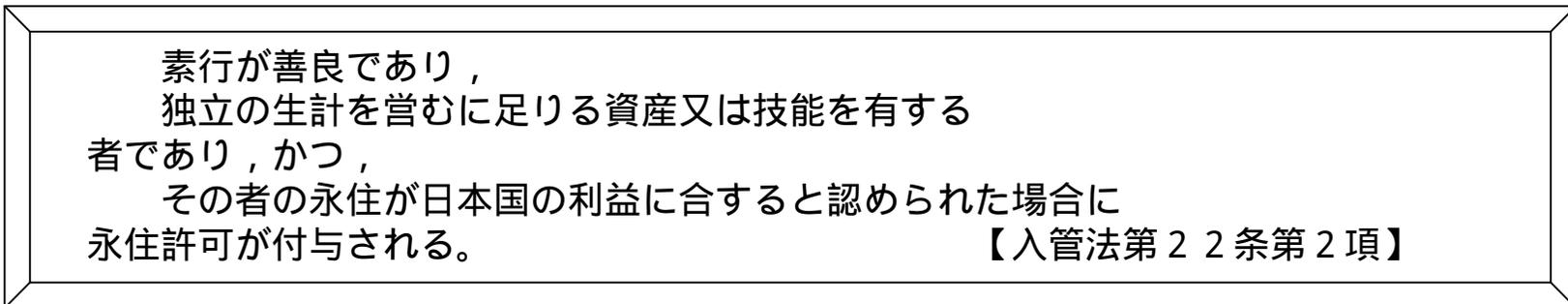
我が国の出入国管理制度における 永住許可制度等について

平成 15年 10月 22日
法務省入国管理局

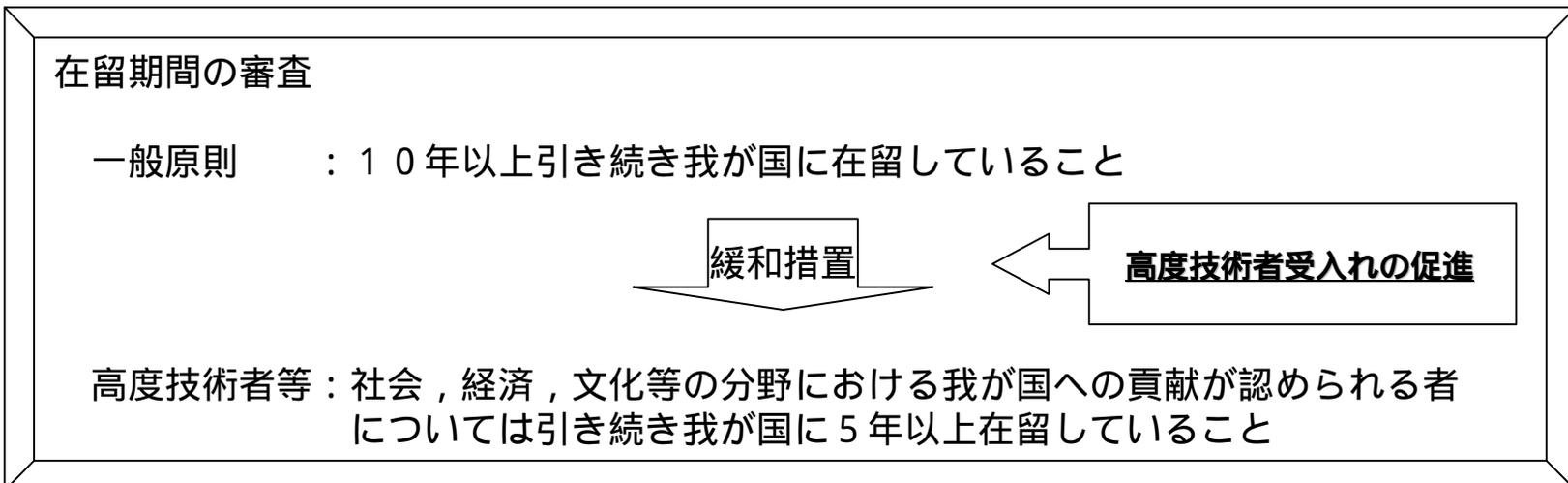
1. 永住者の在留資格要件

平成14年における永住許可件数は約4万2千件であり、10年前の平成4年における約4千件と比べ、約10倍と大幅に増加している。

なお、在留資格「永住者」に係る外国人登録者数は平成14年末現在約22万4千人となっている。



在留期間等を審査の上、個々の在留状況を総合的に勘案し、
上記要件を満たすか否かについて判断



2. 構造改革特別区域制度における実施事業について

【永住許可弾力化事業】

一般原則 : 10年以上引き続き我が国に在留していること

緩和措置

高度人材受入れの促進

高度技術者等 : 社会, 経済, 文化等の分野における我が国への貢献が認められる者については引き続き我が国に5年以上在留していること

緩和措置

特区内における緩和を通じた
高度人材受入れの促進

特区内における貢献者 : 特区内において特定事業等において我が国への貢献があると認められる者については, 引き続き我が国に3年以上在留していること

3. 外国人労働者の受入れ方針

専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れについて積極的に行っていくとの基本方針の下，出入国管理法令の改正等を行い，その推進に努めている。

なお，就労を目的とした在留資格の外国人登録者数は，平成14年末現在，約18万人となっている。

(参考1)

第9次雇用対策基本計画(平成11年8月13日閣議決定)

9 国際化への対応

(4) 外国人労働者対策

経済社会のグローバル化に伴い，我が国の企業，研究機関等においては，世界で通用する専門知識，技術等を有し，異なる教育，文化等を背景とした発想が期待できる専門的，技術的分野の外国人労働者に対するニーズが一層高まっている。このような状況の中で，我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から，専門的，技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する。

(参考2)

第2次出入国管理基本計画(平成12年3月策定)

出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

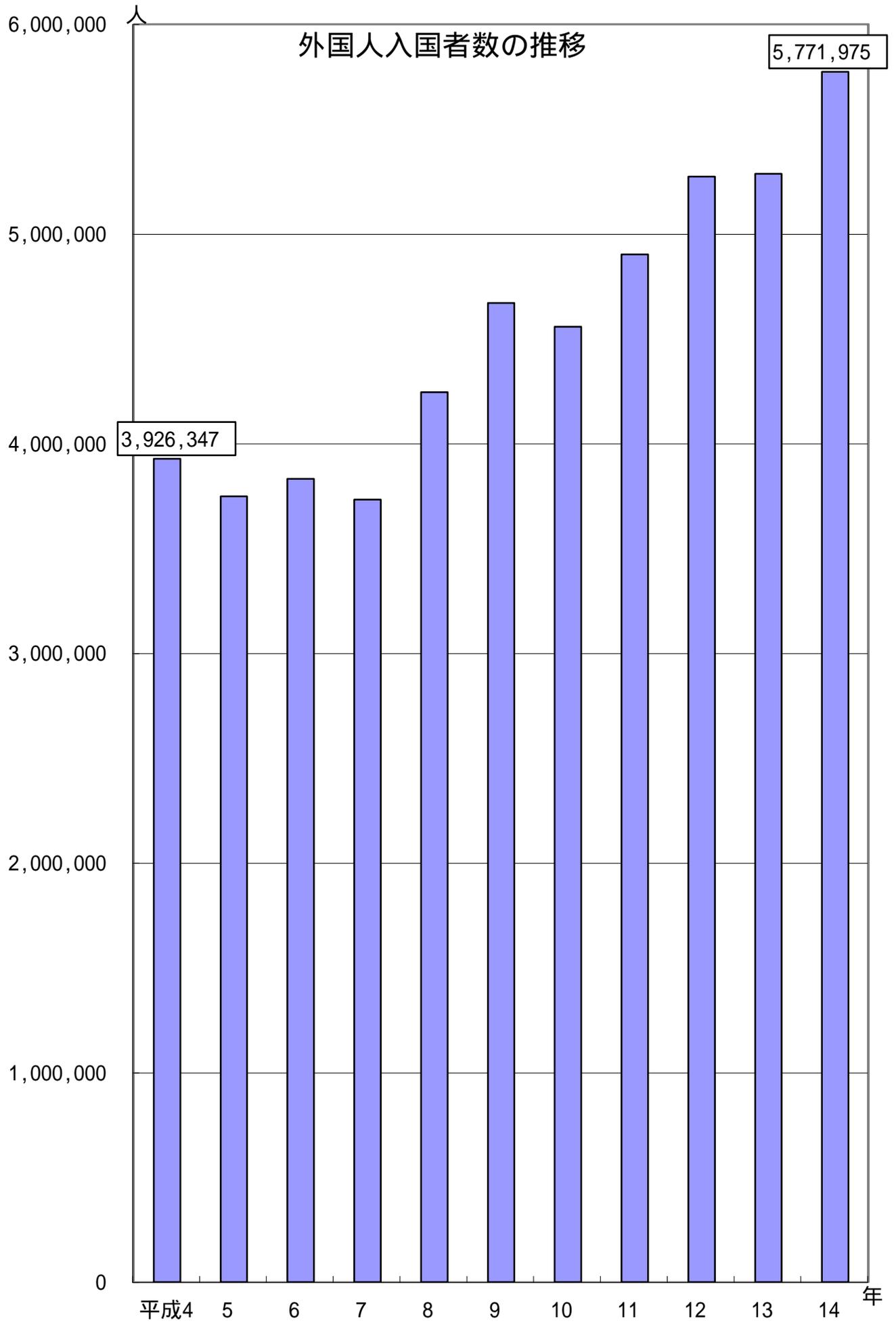
1 国際化と社会のニーズに応える外国人受入れの円滑な実現

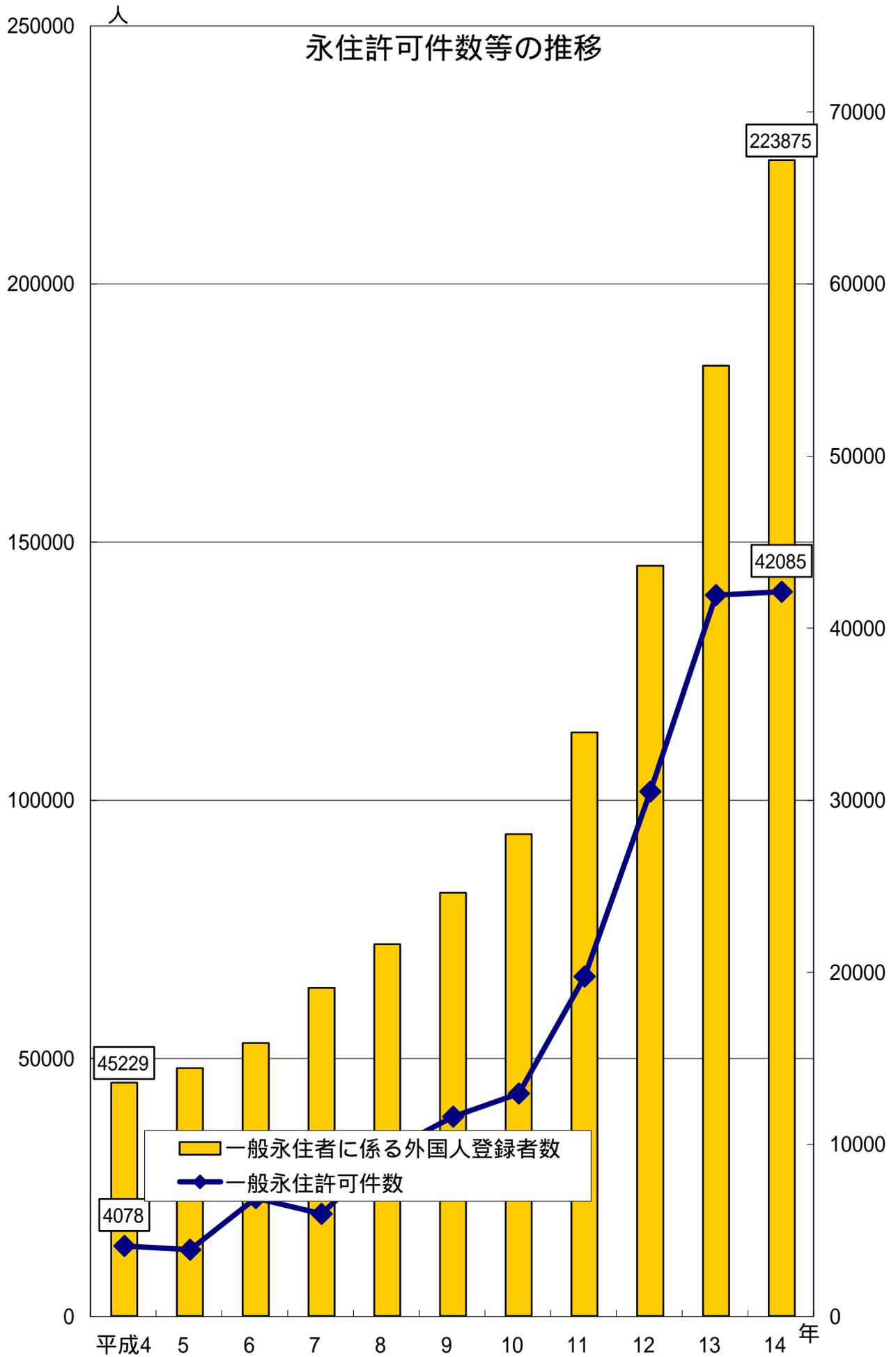
(1) 我が国社会が必要とする外国人労働者の円滑な受入れ

そこで，労働市場を含む社会秩序の維持，公平性の確保のための管理・調整を行いつつ，経済社会のニーズを踏まえた出入国管理政策を展開していく必要がある。すなわち，国際ビジネスに従事する者の国際移動の

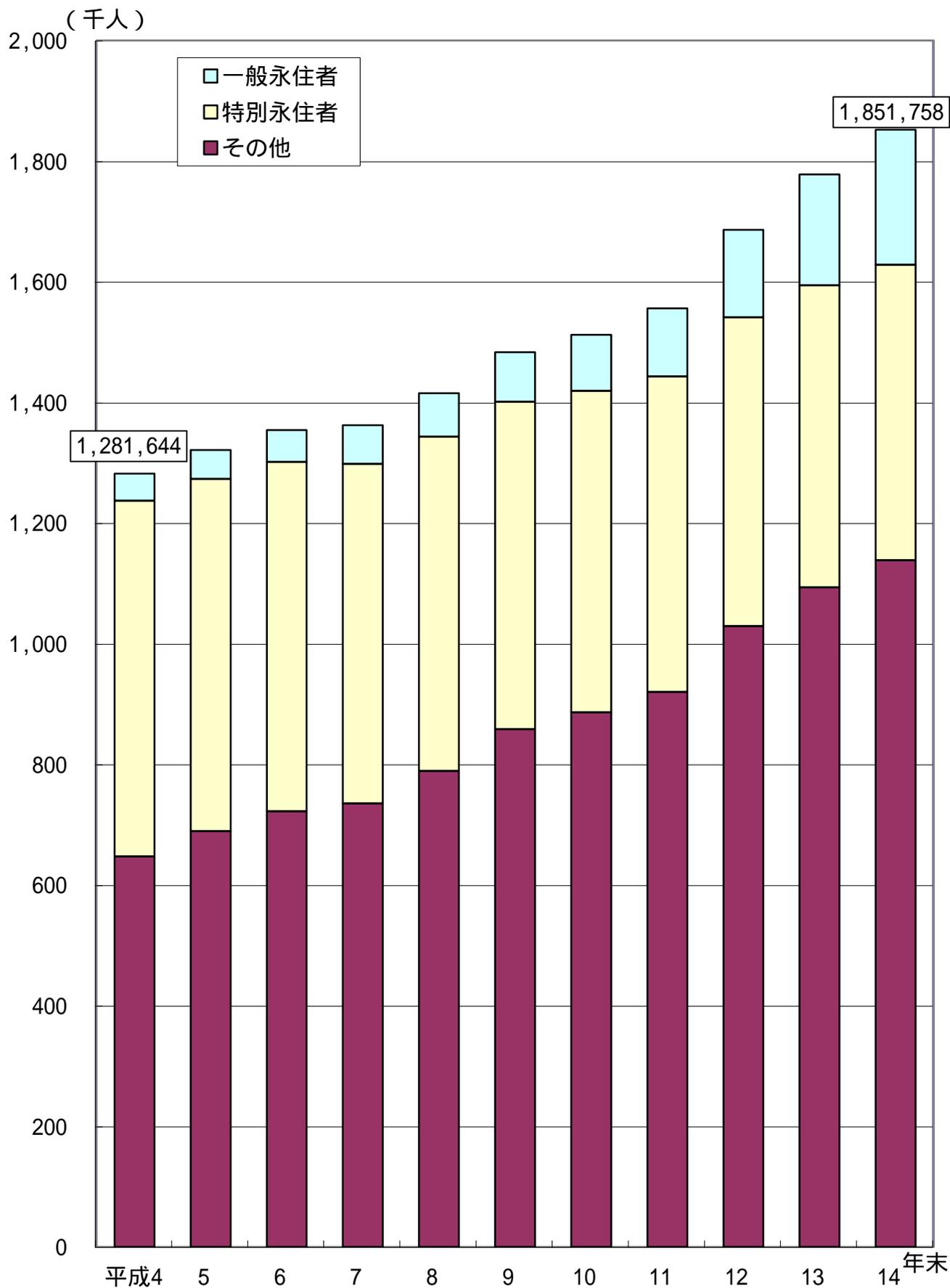
円滑化など専門的，技術的分野の外国人労働者の受入れに関しては，その推進に関して内外の気運の高まりが認められる分野を中心として，国内における受入れのための条件及び環境を確保しつつ，受入れの拡大について積極的に検討していくこととする。

近年においては，外国人IT技術者の受入れに関し，一定の情報処理技術試験の合格者等については実務経験等を問うことなく，在留資格「技術」の上陸許可基準に適合することとする措置を採ったところである。





外国人登録者数の推移



就労を目的とする在留資格別外国人登録者数の推移

